

議案第4号

鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部改正について

上記の議案を提出する

令和2年2月19日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正したいため、同規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

議案第4号 資料

鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則案の概要

1 改正の理由

教育委員会が教育長に委任しない教育事務について、現状に合わせ条文を整理するため。

2 改正の内容

教育委員会が教育長に委任しない教育事務を以下のとおり変更する。

- (1) 委員の委嘱等について、社会教育委員と図書館運営協議会委員に限定せず、条例又は規則に定める委員を対象とする。

※参考：教育委員会事務局が所管する各種委員会

職名	位置づけ	例規	備考
小、中学校通学区域審議会委員	教育委員会が委嘱	条例・規則	
就学指導委員会委員	教育委員会が委嘱	規則	
いじめ問題対策委員会委員	教育委員会が任命	条例	
学校運営協議会委員	教育委員会が任命	規則	
社会教育委員	教育委員会が委嘱	条例・規則	
青少年問題協議会委員	市長が任命	条例・規則	対象外
図書館運営協議会委員	教育委員会が委嘱	条例・規則	
文化財保護審議会委員	教育委員会が委嘱	条例	

- (2) 文化財の指定及び指定の解除に関することを追加する。

3 施行日

令和2年4月1日

鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和29年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号を次のように改める。

(12) 条例又は規則に定める委員の委嘱又は任命に関すること。

第2条第1項に次の1号を加える。

(21) 文化財の指定及び指定の解除に関すること。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則案新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(委任の範囲)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>社会教育委員及び図書館運営協議会委員を委嘱すること。</u></p> <p>(13)～(20) 略</p>	<p>(委任の範囲)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>条例又は規則に定める委員の委嘱又は任命に関すること。</u></p> <p>(13)～(20) 略</p> <p>(21) <u>文化財の指定及び指定の解除に関すること。</u></p>